

団及びその関係者が介在するなど組織的且つ悪質、巧妙な環境破壊犯罪に対し、重点的な取締りを推進してきました。

平成 23 年度も、関係行政機関等との緊密な連携を保持し、環境犯罪の早期把握、早期検挙により、環境被害の防止に努め、「環境先進県あいち」を目指した総合的な環境犯罪対策を推進します。

第6節 環境影響評価の実施

1 環境影響評価制度【環境活動推進課】

環境影響評価（環境アセスメント）とは、環境への影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、事業者自らが環境にどのような影響を及ぼすかについて事前に調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して県、市町村、県民などから意見を聴き、それらを踏まえて事業を環境保全の見地からより望ましいものとしていく制度です。

県は、平成 10 年 12 月に環境影響評価に関する手続等を定めた**愛知県環境影響評価条例**を制定しました。条例では条例独自の対象事業や環境影響評価審査会の設置などを定めており、**環境影響評価法**とともに制度の適正な運用に努めています。

（1）対象事業

環境影響評価法では、道路、ダム、鉄道、飛行場、発電所、廃棄物最終処分場、公有水面の埋立て・干拓、土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、新都市基盤整備事業、流通業務団地、工業団地及び住宅団地の造成、港湾計画のうち、規模が大きく、環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業を対象としています。

また、条例では、法の対象事業（港湾計画を除く。）に加え、ごみ焼却施設、し尿処理施設、産業廃棄物焼却施設、下水道終末処理場、工場・事業場、農用地及びレクリエーション用地の造成、鉱物の掘採又は土石の採取等の事業についても独自に対象事業としています。

（2）環境影響評価条例の手続

表11-5-6 環境犯罪の検挙件数（平成22年度）

適用法令	事件数（件）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	230
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	1

（資料）警察本部調べ

条例の手続は、大きく分けて、①環境影響評価方法書に係る手続等、②環境影響評価準備書に係る手続、③環境影響評価書に係る手続、④事後調査に係る手続等の4つの段階に分けられます（図11-6-1）。

① 環境影響評価方法書に係る手続等

事業者は、環境影響評価の項目及び調査の手法等を記載した環境影響評価方法書を作成し、知事及び関係市町村長に送付するとともに、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見（以下「住民等の意見」という。）を求めるため公告し、1か月間縦覧に供します。

知事は、関係市町村長の意見を勘案するとともに、住民等の意見に配慮して、愛知県環境影響評価審査会の意見を聴いた後、事業者に対し環境の保全の見地からの意見を述べます。

その後、事業者は、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定し、対象事業に係る環境影響評価を実施します。

② 環境影響評価準備書に係る手続

事業者は、環境影響評価の結果等を記載した環境影響評価準備書を作成し、知事及び関係市町村長に送付するとともに、住民等の意見を求めるため公告し、1か月間縦覧に供します。また、その記載事項を周知させるための説明会を開催します。

準備書については、知事は、住民等の意見を聴くための公聴会を開催します。

その後、知事は、関係市町村長の意見を勘案

するとともに、住民等の意見等及び公聴会において述べられた意見に配意して、愛知県環境影響評価審査会の意見を聴いた後、事業者に対し環境の保全の見地からの意見を述べます。

③ 環境影響評価書に係る手続

事業者は、知事の意見を勘案し、住民等の意見に配意して、準備書の記載事項について検討を加え、必要な修正をした環境影響評価書を作成します。事業者は、知事及び関係市町村長にこの評価書を送付するとともに、公告し、1か月間縦覧に供します。

④ 事後調査に係る手続等

事業者は、対象事業に係る工事に着手したとき及び当該工事を完了したときには、その旨を知事に届け出ます。

対象事業に係る工事の着手後、事業者は、評価書に記載された事後調査の計画に基づき調査を行い、報告書を作成します。事業者は、知事及び関係市町村長に報告書を送付するとともに、公告し、1か月間縦覧に供します。

2 環境影響評価の実施状況【環境活動推進課】

法及び条例に基づく環境影響評価の実施状況は表 11-6-1 及び表 11-6-2 のとおりです。

表11-6-1 環境影響評価を実施した事業

事業名	評価書縦覧終了年月日	実施根拠
知多横断道路	平成12年6月1日	条例
出光愛知製油所第3号発電設備増設計画	平成13年8月1日	法
東部丘陵線	平成13年11月1日	条例
日光川下流域下水道	平成14年11月5日	条例
豊田市新清掃工場設置	平成15年2月20日	条例
刈谷知立環境組合ごみ焼却施設更新	平成17年4月28日	条例
岡崎市新一般廃棄物中間処理施設建設	平成18年1月10日	条例
豊川水系設楽ダム建設事業	平成19年7月30日	法
茶屋新田土地区画整理事業	平成19年9月20日	法
春日井熊野桜佐土地区画整理事業	平成19年10月3日	法
衣浦港3号地廃棄物最終処分場整備事業	平成19年12月17日	法
小牧岩倉衛生組合環境センターごみ処理施設更新	平成23年2月17日	条例

(平成23年10月末現在)

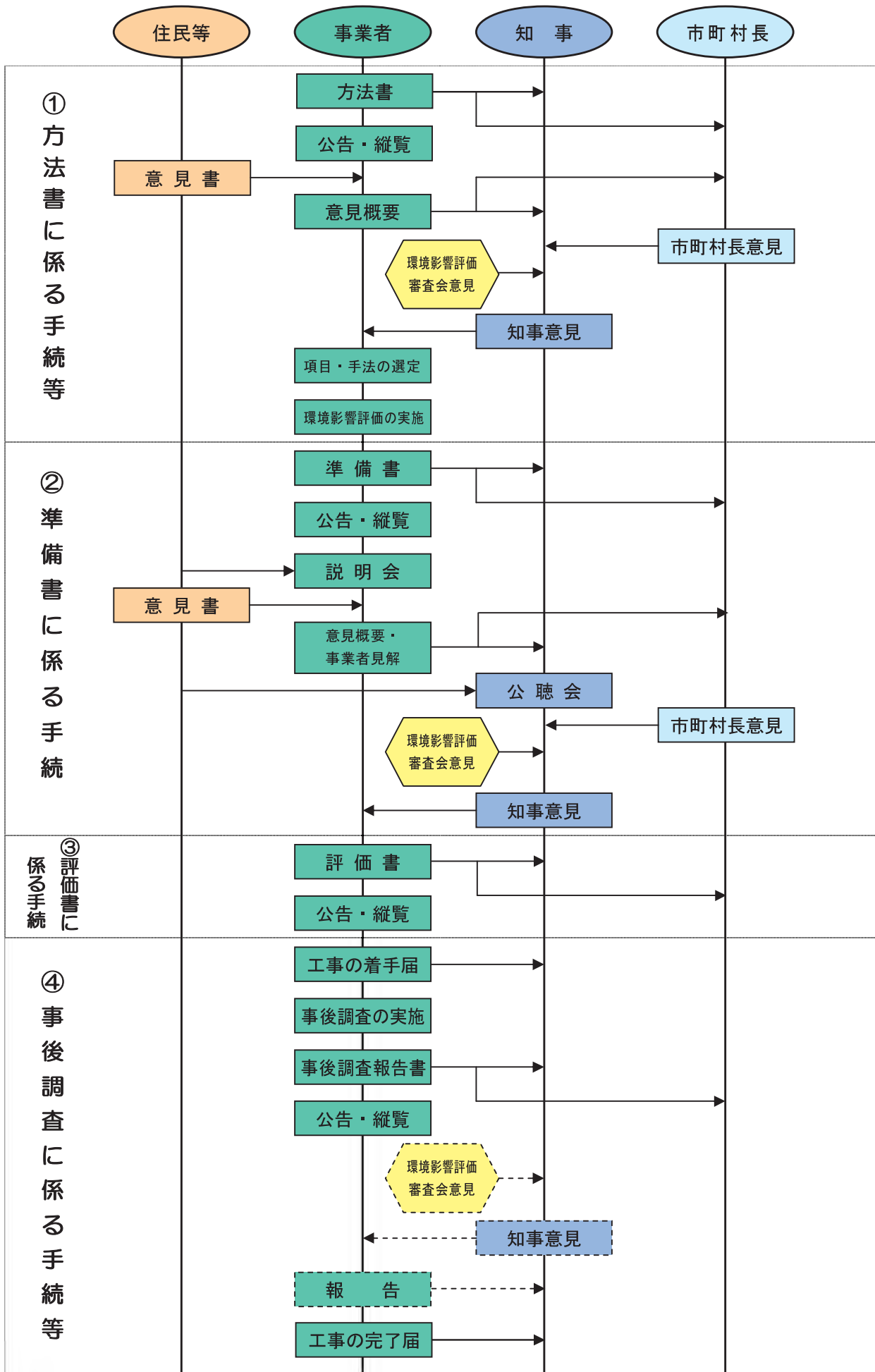
表11-6-2 環境影響評価手続を実施中の事業

事業名	手続状況	実施根拠
都市計画道路 西知多道路	平成22年6月10日 方法書に対して知事意見を提出	法
知多都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）半田クリーンセンター整備事業	平成23年8月1日 方法書に対して知事意見を提出	条例
西名古屋火力発電所リフレッシュ計画	平成23年8月2日 方法書に対して知事意見を提出	法
豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業	平成23年8月26日 準備書に対して知事意見を提出	条例
名古屋都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）北名古屋ごみ焼却工場建設事業	平成23年6月10日 方法書の公告・縦覧開始（7月11日まで）	条例
中央新幹線（東京都・名古屋市間）	平成23年9月27日 方法書の公告・縦覧開始（10月27日まで）	法

（平成23年10月末現在）

図 11-6-1 愛知県環境影響評価条例の手続の概要

(点線は、必要に応じて行う手続)



第7節 環境に関する調査・研究

1 環境調査センターにおける調査研究等

【環境調査センター】

環境調査センターは、本県の環境行政を科学的、技術的に支えるための調査研究機関として設置され、大気、水質、騒音などの調査研究を行っています。

このほかにも、市町村職員への技術指導や県民、地域での環境学習の担い手として実際に活動していただく指導者を対象とした環境学習活動の支援、更には広報活動の一つとしてセンター施設の一般公開などを実施しています（図 11-7-1）。

図11-7-1 環境調査センターの業務



（1）調査

県内の環境の現状を科学的に把握するため、大気・水質・騒音などの環境調査や、工場・事業場からのばい煙、排水等についての規制基準の適合状況等を把握するための発生源調査を行っています（表 11-7-1）。

また、電算処理システムにより、県内の大気汚染測定局や水質自動観測所から得られる測定データの集計や解析を行うとともに、これらの各種調査研究の成果等を、幅広く環境情報として発信しています。

表11-7-1 平成22年度に実施した主な調査の概要

区分	調査名	概要	調査地点・事業場等数	延べ分析項目数
環境調査	大気環境調査	温室効果ガス、自動車排出ガス、酸性雨等の実態調査	32	1,261
	騒音・振動・悪臭調査	道路・鉄道・航空機等の騒音・振動調査、発生源周辺等の悪臭調査	155	220
	水環境調査	公共用水域（河川、湖沼、海域）におけるBODやCOD等の水質調査	84	4,781
	地下水質調査	地下水質の概況及び過去に判明した汚染状況把握のための地下水質調査	164	2,051
発生源調査	ばい煙測定	工場・事業場等からのばい煙、排出水に係る規制基準適合状況調査	55	504
	排出水検査	工場・事業場等からのばい煙、排出水に係る規制基準適合状況調査	357	1,817
	廃棄物処理施設維持管理状況等調査	廃棄物処理施設の維持管理状況把握のための排出水等調査	173	1,013
	ダイオキシン類調査	工場・事業場からの排出ガス、排出水等に係る規制基準適合状況調査	23	23 (667*)

(注) *は、延べ異性体数

(資料) 環境部作成

(2) 研究 大気汚染物質や水質汚濁物質などの挙動や浄化技術の開発などについて研究を行っています。 また、研究成果は、学会での発表や、所報、センターのホームページへの掲載などを通じて広く公表しています(表11-7-2)。

表11-7-2 環境保全研究の実施状況(平成22年度)

研究テーマ	主な内容
光化学オキシダント高濃度出現日に関する研究(オキシダント濃度レベルの天気図パターンによる解析)	平成19年度に愛知県光化学スモッグ緊急時対策要綱が改正され、発令区域が15区域に拡大された。そこで、光化学スモッグ健康被害を未然に防止するため、新たに発令区域となった区域を含めた県全体におけるオキシダント予測手法を開発し、すべての発令区域の光化学オキシダント濃度を把握できるよう予測手法の検討を行った。21年度は、重回帰による濃度予測について検討し、22年度はこの回帰式の検証を行うとともに、天気図パターンや衛星画像による濃度レベル分類を試みた。
アスベスト分析に係る低温灰化処理条件の検討調査	アスベスト分析の前処理となる捕集ろ紙の最適な低温灰化処理条件を検討し、測定時間の短縮化を図った。
河川中の難分解性有機物に関する基礎調査	海域の水質改善を阻害している要因の一つとして、流入河川水中の難分解性有機物の存在が考えられることから、当該物質の解明のため河川水の長期分解性試験を行った。BOD成分は早期に消失するが、COD、TOCは長期間残留し難分解性物質の存在が確認された。
航空機騒音に係る評価方法の検討調査	中部国際空港及び県営名古屋空港における航空機騒音の評価指標がLdenへ移行することに伴う測定結果の整合性、新指標に基づき測定する場合の問題点等について検討を行った。
大気中のPOPs濃度の気温依存性に関する研究	代表的なPOPs(残留性有機汚染物質)の一つであるPCBについて、四季における環境大気中濃度を測定した。測定結果から得られたガス態と粒子態の存在比について、モデル式による推定値との比較を行った。
東三河地域の「ため池」に関する環境調査	東三河地域に点在する「ため池」について、ため池の役割や機能を知り環境学習のフィールドとしての利用も検討していくために、ため池の現況を把握するとともに、水質調査等を実施した。

(資料) 環境部作成

2 その他の県試験研究機関における研究開発
【地域産業課、農業経営課、林務課、水産課】

県の試験研究機関には、環境調査センターのほかにも、産業技術研究所、農業総合試験場、森林・

林業技術センター及び水産試験場があり、それぞれ
の立場から環境保全に関する研究開発等を行
っています（表 11-7-3）。

表 11-7-3 県試験研究機関（環境調査センターを除く。）における環境保全に関する
研究開発の実施状況（平成 22 年度）

試験研究機関	研究テーマ
産業技術研究所	○環境に調和した生産加工技術の確立や資源の有効利用を目的とした研究を実施 1 植物原料プラスチック利用技術の開発 2 植物系バイオマスの効率的利用技術の開発 3 農産物由来原料を用いたエコ&ナチュラル染色に関する研究 4 ナノテクを利用した固体高分子型燃料電池の新規・高機能電池材料の研究開発 5 廃ガラスを窯業原料とした建材製品の開発 等 計 21 件
農業総合試験場	○環境に配慮した持続的な生産技術に関する試験研究を実施 1 重金属等による土壌汚染対策試験研究 2 水質汚濁対策試験研究 3 農作物の残留農薬に関する試験研究 4 環境保全型農業の推進に関する試験研究
森林・林業技術センター	○森林環境の保全を図るための試験研究を実施 森林吸収源モニタリング
水産試験場	○漁業生産の場である水域の調査や漁場環境の改善に関する試験研究を実施 1 赤潮の発生状況調査や、漁業被害対策に関する試験研究 2 貧酸素水塊、苦潮の発生状況調査や、漁業被害対策に関する試験研究 3 有害生物に関する試験研究 4 人工干潟、人工藻場の造成技術に関する試験研究

（資料）環境部、産業労働部及び農林水産部作成

3 他機関との共同研究開発

（1）知的クラスター創成事業【新産業課】

県は、平成 20 年度から、「知的クラスター創成事業（第Ⅱ期）」（平成 22 年度より、「地域イノベーションクラスタープログラム（グローバル型）」）を推進しています。第Ⅰ期事業（平成 15 年度～平成 19 年度）の成果を踏まえ、「世界を先導する環境調和型高度機能部材の創製」をテーマに、省エネ・環境負荷低減に貢献する高機能ナノ先進部材及び加工技術に関する研究開発に取り組み、成果の実用化による地域産業の発展を図ります。

○構想名

「東海広域ナノテクものづくりクラスター」
構想

○内容

- ・ 4 つの基本テーマ（先進プラズマナノ基盤技術、表面機能化による先進ナノ部材

の開発、高効率光・パワーデバイス部材、界面制御ナノコンポジット部材）に関する研究開発

- ・ 先進プラズマナノ科学に関する国際学術交流
- ・ 研究成果の地域産業への移転や事業化支援のための地域事業「愛知ナノテクものづくりクラスター成果活用促進事業」の実施

（2）「生物系未利用資源のカスケード型利用システムの構築」【新産業課】

県は、名古屋大学と環境調和型・持続可能社会の構築に向けた連携実施協定を締結しており、同様の内容を名古屋大学と締結している名古屋市とともに、平成 17 年度から共同研究を実施してきました。平成 20 年度まで実施してきた「循環・再生型社会構築のための連携融合研究」の成果を活用し、平成 21 年度からは、

生物系未利用資源の資源化・エネルギー化・肥料化という多段階的な利用システムを構築する要素技術の開発を推進しています。

（3）浮遊粒子状物質(SPM)の組成等構造解析研究【環境調査センター】

SPM対策の基礎資料を得るため、環境大気中のSPM及びばい煙発生施設から排出されたばいじんの形状、構成元素等を分析しています。今後、SPMの発生源として、海塩粒子、黄砂等の自然発生源や二次生成粒子についても検討する予定です。

（4）酸化チタンの光触媒作用を応用した水質浄化技術の開発【環境調査センター】

架橋粘土粒子の吸着作用と酸化チタンの光触媒作用を複合化した光触媒の開発をしてきました。平成22年度は、架橋粘土を複合化した光触媒にさらに白金を担持させたところ、その触媒の処理効率が向上しました。

（5）地域の産官学連携による環境技術開発基盤整備モデル事業【環境調査センター】

環境省の委託による「地域の産官学連携による環境技術開発基盤整備モデル事業」として、リサイクル材を活用した建設・建築材料の開発を、愛知工業大学等と連携協力しながら平成19年度から4か年計画で進めています。平成22年度は、平成21年度に実施した竹繊維の最適条件で大型試料の作成を試み、残響室法吸音率の測定を行うとともに、建築材料としての断

熱性能・調湿性能の試験を行いました。

（6）国立環境研究所と地方環境研究所及び大学との共同研究【環境調査センター】

ア PM2.5と光化学オキシダントの実態解明と発生源寄与評価に関する研究

平成22年度から3か年計画で、国立環境研究所、地方環境研究所50機関及び中部大学を始めとした全国6大学との共同研究を実施しています。平成22年度は初年度であることから、研究の基本方針、調査内容等を検討しました。

イ 地下水浄化に係る簡易浄化装置開発研究

尾張地域の砒素、東三河地域の硝酸性窒素の地下水汚染による生活用水の利用障害事例がみられます。そこで、浄化方法を研究している大学と連携して簡易浄化装置の開発に向けた研究を推進しています。

ウ 流域の視点からの三河湾浄化総合調査研究

県は、三河湾の浄化を水循環という総合的な視点からとらえ、三河湾に流入する豊川について、地域の人々の暮らしと水の関わりを水質データと関連させながら調査しています。また、中小河川や降雨からの栄養塩流入負荷量について把握し、赤潮や貧酸素水塊の発生機構を解明するため、大学等と連携して調査を実施しています。

クローズアップ

「燃料電池に関する技術研究会」を開催しました。

燃料電池の本格的な実用化に向けて、県内では大企業からベンチャー・中小企業まで活発に研究開発が行われています。これらの企業の実用化を推進するためには、他の研究機関との情報交換および最新の技術動向の収集が不可欠です。

このため、燃料電池に関する最新の技術情報の提供と燃料電池を実用化する上での技術課題の解明及び解決に向けた連携態勢の構築を目的として、平成17年度から燃料電池に関する研究会を実施しています。

平成22年度の取組み

第1回（ガス拡散層に関する開発動向）

日時：平成22年11月17日（水）

場所：愛知県産業技術研究所講堂

第2回（膜－電極接合体の分析評価技術）

日時：平成22年12月1日（水）

場所：愛知県産業技術研究所講堂

平成23年度も燃料電池事業に参入している企業等と県内企業との情報交流を行うとともに、メーカー側から求める技術等に対して企業から積極的な提案を募集するビジネスマッチング会を開催する予定です。

【用語解説】

燃料電池：水素と空気中の酸素を化学反応させ、直接電気を取り出す発電装置。振動・騒音が小さい、窒素酸化物（NOx）などの公害成分の発生が少ないなどの利点がある。

第8節 県の事務・事業における環境配慮の推進

1 環境マネジメントシステムの推進

【環境活動推進課】

県は、平成13年1月、県庁本庁舎、西庁舎、自治センターを対象として国際規格ISO14001の認証を取得するとともに、平成16年2月からは対象範囲を7総合庁舎まで拡大して、環境負荷低減の取組を進めています。

また、ISO14001の認証の対象外となっている地方機関においても、愛知県独自の簡易な環境マネジメントシステムである「あいちエコマネジ

メント」を平成18年度から導入し、取組を進めています。

2 あいちエコスタンダードの推進

【環境活動推進課】

県は、事務事業における環境に配慮した取組を自主的に推進していくため、平成9年度に具体的な取組目標を定めた「愛知県庁の環境保全のための行動計画」を策定し、取組を進めてきました。（第1章第1節「地球温暖化」を参照）

平成22年12月に2回目の全面改定を行い新たな計画を定めました。この新たな計画では、PDCAサイクルがより効果的に回るよう短期の取組目標を設定するなど様々な見直しを行ったことに加え、通称を「あいちアクションプラン」から「あいちエコスタンダード」に変更しました。

あいちエコスタンダードの計画初年度である平成22年度の取組結果は表11-8-1のとおりです。

短期目標を設定したエネルギー消費量の7項目

は、すべて目標を達成することができませんでした。また、短期目標のない温室効果ガス排出量も21年度より増加しました。これは夏場に猛暑が続いたことや、あいちエコスタンダードの策定が12月であったことなどが考えられ、今後、取組の徹底を図っていく必要があります。

一方、チャレンジ目標として新たに設定した「生物多様性の保全に配慮した物品の購入」の23年1月から3月までの実績は、調達率2.0%でした。

【用語】
PDCA：「Plan（計画）」、「Do（実施・実行）」、「Check（点検・評価）」、「Action（処置・改善）」という4つの段階をひとつのサイクルとして、計画を実行し、その結果を点検し、見直した上で次の計画に反映させることを繰り返していくことで、継続的な業務改善を図る。

表11-8-1 あいちエコスタンダード（平成22年度）の取組結果

項 目	取組結果	目 標	
		22年度	26年度
①エネルギー消費量【事務事業】 (原油換算) <単位面積当たり>	3.1%増	▲1%以上	▲5%
②エネルギー消費量【水道関係施設】 (原油換算) <取水量当たり>	0.6%増	▲1%以上	▲5%
③公用車燃料使用量（二酸化炭素換算）	0.8%増	▲3%以上	▲15%
④水道使用量	1.6%増	▲3%以上	▲15%
⑤用紙購入量	3.9%増	▲1%以上	▲5%
⑥廃棄物の排出量	7.1%増	▲3%以上	▲15%
⑦(⑥のうち)可燃ごみ排出量	3.9%減	▲4%以上	▲20%
⑧温室効果ガス排出量【事務事業】 (二酸化炭素換算)	3.7%増	-	▲12%
⑨温室効果ガス排出量【水道関係施設】 (二酸化炭素換算) <取水量当たり>	6.3%増	-	▲16%
⑩生物多様性の保全に配慮した物品の購入	対象物品中 2.0%	-	対象物品中 1%

(注1) ①～⑨の取組結果及び目標は、基準年度である平成21年度に対する比率。

(注2) ①～⑦は、取組期間全体の目標のほかに毎年度の短期目標を設定。

(注3) ⑩の取組結果及び目標は、紙類、文具類、オフィス家具等のうち、原材料に木材を含むものについて、FSC等の森林認証材や、あいち認証材等の間伐材を利用した物品の調達率。

(注4) ⑩の取組結果はH23.1.1～H23.3.31の実績。

(資料) 環境部作成

3 グリーン調達の推進【環境活動推進課】

県は、県民の生活環境の保全等に関する条例第88条第1項及び「愛知県環境物品等の調達の推

進を図るための基本方針」に基づき、対象となる特定調達物品の品目・判断の基準及び目標値を定めた「愛知県環境物品等調達方針」を毎年度作成

して、グリーン調達の実施を推進しています。

平成 22 年度は、表 11-8-2 のとおり全体の調達率が 97.5% でした。今後も率先してグリーン調達

を推進するとともに、環境物品等への需要の転換を促進していきます。

表11-8-2 財やサービスの購入に関する取組結果（環境物品等の調達結果/数量ベース）

分野	H22 年度調達率	分野	H22 年度調達率
紙類	97.6%	消火器	95.9%
文具類	95.8%	制服・作業服	71.3%
エアゾール製品	74.8%	インテリア・寝装寝具	80.8%
燃料	88.6%	作業手袋	51.4%
オフィス家具等	96.1%	その他繊維製品	51.1%
OA機器	83.8%	旗・のぼり・幕	53.0%
携帯電話	83.3%	モップ	73.7%
家電製品	86.8%	設備	100%
温水器等	85.5%	防災備蓄用品	97.1%
照明	80.1%	役務	78.5%
自動車等	81.2%	全体	97.5%

(資料) 環境部作成